

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

- (1) 入所者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った、利用者本位のサービスを提供する。
- (3) 入所者による自己決定・自己責任を基本に、その人らしさを大事にした、個別対応に努める。
- (4) 明るく家庭的な雰囲気のもと、生活の場として満足できる環境整備と生活援助を行う。
- (5) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、広域連合等の保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2. 施設の内容

(1) 提供できるサービスの地域

法人名	社会福祉法人 凌友会
法人代表者	理事長 凌 文子
施設名	きんりゅうケアセンター桂寿苑 地域密着型介護老人福祉施設
指定番号	4190100133
所在地	佐賀県佐賀市金立町大字千布4088番地1
施設長	苑長 凌 文子
電話番号	0952-71-8055
FAX番号	0952-98-2863
指定を受けた地域	佐賀中部広域連合域内

(2) ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	佐賀県知事の事業者指定		利用定員
	指 定 年 月 日	指 定 番 号	
地域密着型介護老人福祉施設 (個室ユニット)	平成20年12月 1日	佐賀県4190100133号	20人
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成20年12月 1日	佐賀県4170101507号	20人
訪問介護 介護予防訪問介護	平成20年12月 1日	佐賀県4170101507号	定員なし
通所介護 介護予防通所介護	平成20年12月 1日	佐賀県4170101507号	30人
認知症対応型通所介護	平成20年12月 1日	佐賀県4190100133号	12人

居宅介護支援事業	平成20年12月1日	佐賀県4170101507号	定員なし
介護予防支援事業所	平成21年4月1日	佐賀県4100100082号	定員なし

(3) 施設の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	—	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	—	1名	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名	—	1名
介護支援専門員		1名	—	1名
看護師もしくは准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名以上	—	1名以上
介護職員	介護業務	1名以上	—	1名以上
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名	—	1名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名	—	1名
調理員	献立表にしたがって調理等を行う	1名以上	—	1名以上

(4) 設備の概要

定員 20名

○居室 20室

入所者の居室は、ベッド・ナースコール等を備品として備えます。

○共同生活室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、2平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とします。

イ 必要な備品類を備えること。

○浴室など ユニット間で個浴とリフト浴を共用

浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設けます。

○洗面所及び便所 各居室に1室と各ユニットに1室共用

必要に応じて各ユニット・各居室に洗面所や便所を設けます。

○医務室 1室

医療法に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて診療ができるようにしています。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 食事

- ・管理栄養士による献立により、身体状況、疾病状況及び嗜好等を考慮しながら、食事の提供に努めます。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。ただし、利用者の体調等により、回数減となる場合があります。
- ・重度であっても、身体状況に応じた設備を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練（生活リハビリ）を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとって頂くことを原則としています。
- ・重度化防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・シーツの交換は、週1回と汚れに気付いた際には、随時実施します。

(2) その他のサービス

① 理美容

有料の理美容の機会を設けておりますので、必要な方はご家族へ連絡し了承を得て行うか、ご希望の方は申し出て頂きます。(料金のご家族へ連絡した際、支払い方法とともに確認をいたします。)

② 持ち込まれた物品及び備品の管理

苑では管理できませんので、ご家族でお願いします。

③ 日常生活用品の購入代行

利用者及び契約者等が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用頂けます。ご利用の際はやむをえない場合を除き、前日までにお申し出下さい。

④ 貴重品保管

貴重品は原則、施設で保管することは出来ません。

保管するもの：保険証

保管場所：きんりゅうケアセンター桂寿苑事務所内施錠付き保管庫

保管管理者：施設長が責任を持って管理します。

⑤ レクリエーション

年間を通して施設内外の交流会等の行事を行います。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。施設サービスの職員提供体制等の体制に応じた加算や、契約者の介護度または収入に応じて料金が決定しますので、別紙の料金表をご確認ください。

(1) 外泊（入院）時の費用

外泊や入院をされた場合で、施設に所在していない日であっても、外泊（入院）の翌日から6日間（月をまたいで連続した場合は最長12日間）は246円を通常の負担限度額での居住費にあわせ自己負担して頂きます。また、7日目以降に居室を確保している場合は、所得段階に拘わらず居

住費2,300円を徴収いたします。

外泊（入院）翌日より6日間				
外泊（入院）時費用	246 円			
居室（個室）を確保の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
	820 円	820 円	1,310 円	2,300 円
外泊（入院）より7日目以降				
外泊（入院）時費用	0 円			
居室（個室）を確保の場合	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
	2,300 円	2,300 円	2,300 円	2,300 円

（2）料金の支払い方法

利用料金のほか、各種加算・日常生活に係る費用、医療費などについては1ヶ月毎に計算しご請求いたします。翌月末日までに下記の方法でお支払い頂きます。（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落としをご利用いただける金融機関 → 佐賀銀行

5. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当施設の利用者に退所して頂くことになります。

- ① 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりユニットを閉鎖した場合
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ ご契約者から退所の申し出があった場合
- ⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合

（1）ご利用者からの退所の申し出（中途解除・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者より当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③入所者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の入所者が入所者の身体・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの退所の申し出により退所していただく場合（契約解除）

- ①ご契約者が契約締結時に入所者の心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入所者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 利用者が病院等に入院された場合の対応

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

- ①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合
6日間以内の入院の場合は、退院後再び当施設への入所が可能です。
- ②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合
7日間以上の入院の場合は、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。又当施設が満室の場合には、短期入所生活介護サービスを優先的に利用できるよう努めます。
- ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には再び当施設に優先的に入所することはできません。

(4) 円滑な退所のための援助

入所者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により事業者は入所者の心身状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者又はご契約者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

6. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪 ・ 面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ず面会者名簿にご記入下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。 面会時間 9：00 ～ 18：00 上記時間以外の面会の際には事前にご連絡下さい。
外出 ・ 外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
嘱託医師以外の医療機関への受診	原則として家族付き添いといたしますが、内容によっては当施設より付き添い・送迎をいたします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙 ・ 飲酒	原則きんりゅうケアセンター敷地内では喫煙できません。飲酒は自由です。 (但し医療的制限がある場合はその指示に従って頂きます。)
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。またむやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの飼育はお断りします。

7. サービス利用に当たっての留意事項

- ①入所者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ②入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ③施設内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

8. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上入所者及び従業者等の訓練を行います。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関、各関係機関への連絡等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

12. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

13. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 虐待防止に関する対策

施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため、虐待を防止するための職員に対する研修や入所者及びその家族からの苦情対応体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置を実施します。

虐待防止に関する責任者を選定し、必要性に応じて必要な措置を講じます。

施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

15. ハラスメントに関する対策

施設は、入所者や介護現場で働く職員の安全確保と安心できる環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を行います。

16. 感染症に関する対策

施設において感染症が発生し、又はまん延しないように施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し衛生的な管理を行います。また、対策を検討する委員会の設置や従業者に対しての研修及び訓練を定期的実施します。

17. 業務継続に関する対策

施設では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に実施するためや、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、定期的な計画の見直しや必要に応じて業務継続計画の変更、従業者に対しての周知や研修及び訓練を定期的実施します。

18. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：下岡 睦（生活福祉課 課長）

ご利用方法 電話 0952 - 71 - 8055

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情窓口担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直

接苦情を申し出ることも出来ます。

②苦情受付の報告・確認

苦情窓口担当者が受け付けた苦情を第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。

※苦情処理第三者委員

氏名：小野原 祐則 住所：佐賀市金立町大字薬師丸90 電話番号：0952 - 98 - 1892

氏名：山口 直美 住所：佐賀市久保泉町大字川久保3700 電話番号：090 - 4985 - 6861

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

③苦情解決のための話し合い

苦情窓口担当者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア、第三者委員による苦情内容の確認

イ、第三者委員による解決案の調整、助言

ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認

④本法人で解決できない苦情は、行政機関その他苦情受付機関に申し立てることが出来ます。

佐賀中部広域連合

所在地：佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号（佐賀商工ビル5階）

電話番号：0952 - 40 - 1111

佐賀県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：佐賀県佐賀市呉服元町7番28号

電話番号：0952 - 26 - 1477

⑤公表

●具体的な公表の方法を下記に記載しています。

1、玄関掲示板

2、談話会で入苑者へ報告

3、アンケート内容、回答報告（遠方の方へは郵送）

4、家族説明会実施（年間1回）

5、その他（職員への回覧、会議での報告、委員会での検討会）

6、第三者委員への報告

等

19. 入所中の医療提供

入所者が医療を必要とする場合は、入所者・契約者の希望により下記医療機関において診察その他の医療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診察その他の医療を保障するものではありませんし、下記医療機関での診察その他の医療を義務付けるものでもありません）

・医療機関

- ・名称 凌皮膚科医院 院長 凌 太郎
- ・医師 凌 太郎
- ・所在地 佐賀市松原3丁目4-3
- ・電話番号 0952-23-3226
- ・診療科 内科、皮膚科

20. 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 医療法人 春陽会 うえむら病院
- ・住所 佐賀県佐賀市兵庫町大字淵1903番地1

・協力歯科機関

- ・名称 医療法人社団 恵真会 下平歯科医院
- ・住所 佐賀県佐賀市神野西3-1-21

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、事前にご記入いただいた連絡先に連絡します。

21. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

22. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。但し、別紙契約書は三者契約にて締結をお願いしております。入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を入所者が引取れない場合等は、契約者に残置物を引取って頂きます。又、入所者へのサービス提供に関わる各種確認事項等も契約者をお願いいたします。

令和 年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの開始に当たり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 佐賀県佐賀市金立町大字千布4088番地1

事業者名 きんりゅうケアセンター桂寿苑 介護老人福祉施設

代表者 理事長 凌 文子

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、施設職員（職名_____氏名_____）から指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<入所者>

住所 _____

氏名 _____

代筆者 _____（続柄 _____）

代筆理由

☐身体的に不自由な為

☐判断能力が十分ではない為

☐その他（ _____ ）

<代理人>

住所 _____

電話 _____

氏名 _____（利用者との関係 _____）